

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年11月30日（平成29年（行情）諮問第465号）

答申日：平成30年3月26日（平成29年度（行情）答申第536号）

事件名：平成29年6月から7月までの分の外務省ホームページ上に掲載されていない記者クラブ配布資料等の一部開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「記者クラブ配布資料及び報道機関向けに提供することを目的として作成された文書のうち外務省ホームページ上に掲載していないものの全て。

＊対象期間平成29年6月1日～7月末日。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙に掲げる9文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象文書を特定したことは妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月6日付け情報公開第01027号により外務大臣（以下「外務大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の特定に誤りがある。

2 審査請求の理由

他にも文書が存在するものと思われる。

いわゆる「貼り出し」と称する記者クラブ向けの資料が存在するものと思われる。（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

外務省は、平成29年8月7日付けで受理した審査請求人からの開示請求「記者クラブ配布資料及び報道機関向けに提供することを目的として作成された文書のうち外務省ホームページ上に掲載していないものの全て。＊対象期間平成29年6月1日～7月末日。」に対し、文書9件を特定し、3件を開示、6件を部分開示とする原処分を行った（平成29年10月6日付け情報公開第01027号）。

これに対し、審査請求人は、平成29年11月3日付けで、他にも文書が存在する旨の審査請求を行った。

2 本件対象文書について

本件開示請求の対象となる文書は、別紙に記載の9文書である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「いわゆる『貼り出し』と称する記者クラブ向けの資料が存在するものと思われる。」ことを理由として、「他にも文書が存在するものと思われる。」旨主張する。

しかしながら、外務省は、本件開示請求の対象に該当する文書を全て特定した上で、開示決定等を行っており、対象文書の特定に漏れはない。審査請求人が言及する「いわゆる『貼り出し』と称する記者クラブ向けの資料」についても、外務省は原処分における文書3の60枚目ないし63枚目で3件（「安倍総理大臣と日EU等経済協定対策本部議員団及び農業団体との面会」，「G20ハンブルク・サミット（セッション4（ワーキングランチ）」及び「橋丸ハンブルク独日協会会長等との懇談（概要）」）の「貼り出し」を特定し、開示決定を行っている。対象文書に該当する「貼り出し」の件数の多寡には開示請求の対象となる期間あるいは案件ごとに差異が生じることは当然あり得ることであり、本件開示請求の対象となる「貼り出し」は上記3件のみである。以上より、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが適当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年3月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる9文書である。

審査請求人は、本件対象文書の特定について、「いわゆる『貼り出し』と称する記者クラブ向けの資料が存在するものと思われる。」ことを理由として、「他にも文書が存在するものと思われる。」旨主張し、諮問庁は、本件対象文書を特定した原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 外務省においては、総理大臣又は外務大臣の海外出張に係る行事

(視察、会談等)に関して、情報発信を行う際に同行記者に対し、必要に応じて対象行事の概要を行政文書として作成して配布することがあり、当該文書を「貼り出し」と呼んでいるところ、本件においては、文書3の60枚目ないし63枚目がそれに当たる。また、「貼り出し」の件数は、その期間又は案件ごとに差異が生じることは当然あり得る。

イ 本件開示請求を受け、原処分においては、平成29年6月1日から7月末日までの対象期間に係る本件請求文書に該当する本件対象文書を、上記「貼り出し」に当たるものを含め、全て特定している。

(2) 当審査会において本件対象文書を確認したところ、文書3の60枚目ないし63枚目に「貼り出し」と記載された文書が含まれていることが認められる。また、上記(1)アにいう「貼り出し」の作成の趣旨に鑑みれば、当該期間中に作成された「貼り出し」は文書3の60枚目ないし63枚目のみであるとする諮問庁の上記(1)の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、外務省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

- 文書1 (安倍総理大臣の欧州訪問及びG20ハンブルク・サミット出席日程(平成29年7月4日現在), ほか(同行記者団勉強会兼打合せ資料))
- 文書2 (取材要領 安部総理大臣の欧州訪問及びG20ハンブルク・サミット出席日程(平成29年7月4日現在), ほか)
- 文書3 (G20ハンブルク・サミット(平成29年6月), ほか(同行記者配付資料, 現地配布))
- 文書4 (岸田外務大臣のベルギー訪問日程(平成29年7月4日現在), ほか(同行記者団勉強会兼打合せ資料))
- 文書5 (取材要領 岸田外務大臣のベルギー訪問日程(平成29年7月4日現在), ほか)
- 文書6 (日EU・EPA交渉(平成29年7月), ほか(同行記者配付資料, 現地配布))
- 文書7 (岸田外務大臣の国連ハイレベル政治フォーラム出席日程(平成29年7月13日現在), ほか(同行記者団勉強会兼打合せ資料))
- 文書8 (取材要領 岸田外務大臣の国連ハイレベル政治フォーラム出席日程(平成29年7月13日現在), ほか)
- 文書9 (国連ハイレベル政治フォーラム(平成29年7月), ほか(同行記者配付資料, 現地配布))